

第5次  
益田市男女共同参画計画  
(案)

～ 性別による差別をなくし 一人ひとりが活躍し 個性と能力が輝くまち ～

令和8（2026）年3月

島根県益田市

はじめに

市長あいさつを予定

## 目次

<b>第1部 計画策定にあたって</b>	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
(1) 持続可能な開発目標（SDGs）とジェンダー平等	1
(2) ジェンダーギャップ指数	2
(3) 近年の国の動向	2
(4) 本市の動向	3
(5) 本市を取り巻く状況	5
3. 計画の位置づけ	9
4. 計画の期間	9
5. 基本理念	10
<b>第2部 施策内容</b>	
1. 計画の施策体系	11
2. 基本目標	12
<基本目標Ⅰ> 男女共同参画の意識づくり	12
基本施策1 人権と多様性を尊重する意識の醸成	14
<基本目標Ⅱ> 安心・安全な暮らしの実現	16
基本施策2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援	19
基本施策3 生涯を通じた健康支援	21
基本施策4 安心して暮らせる環境づくり	22
<基本目標Ⅲ> あらゆる分野における女性の活躍	24
基本施策5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	27
基本施策6 女性の活躍推進	28
<基本目標Ⅳ> 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	29
基本施策7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備	31
基本施策8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	32
<b>第3部 計画の推進</b>	
1. 推進体制	33
2. 市民、地域組織、事業者等との連携・協働	33
3. 数値目標の設定	34
4. 計画の進捗管理	35

# 第1部 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

我が国では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけ、平成 11（1999）年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

本市においても、この基本法の趣旨を踏まえ、平成 13（2001）年に「第 1 次益田市男女共同参画計画」を策定し、以降、5 年ごとに計画の見直しを行ってきました。また、平成 26（2014）年には「益田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現を市の重要課題の一つとして位置づけ、さまざまな取組を推進してきました。

しかしながら、令和 6（2024）年 12 月に実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、依然として固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感が残っている状況がうかがえます。また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化、人々の生活様式や価値観が多様化する中で、女性はもとより、子ども、高齢者、男性にとっても、多様な生き方を可能にする環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、「第 4 次益田市男女共同参画計画」の計画期間が令和 7（2025）年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、国や本市の状況、新たな課題も踏まえた「第 5 次益田市男女共同参画計画」を策定しました。

## 2. 計画策定の背景

### （1）持続可能な開発目標（SDGs）とジェンダー平等

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年を達成年限とする国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、17 の目標と 169 のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現を誓っています。

アジェンダの前文には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメント（能力強化）を達成する」と明記されており、目標 5 には「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

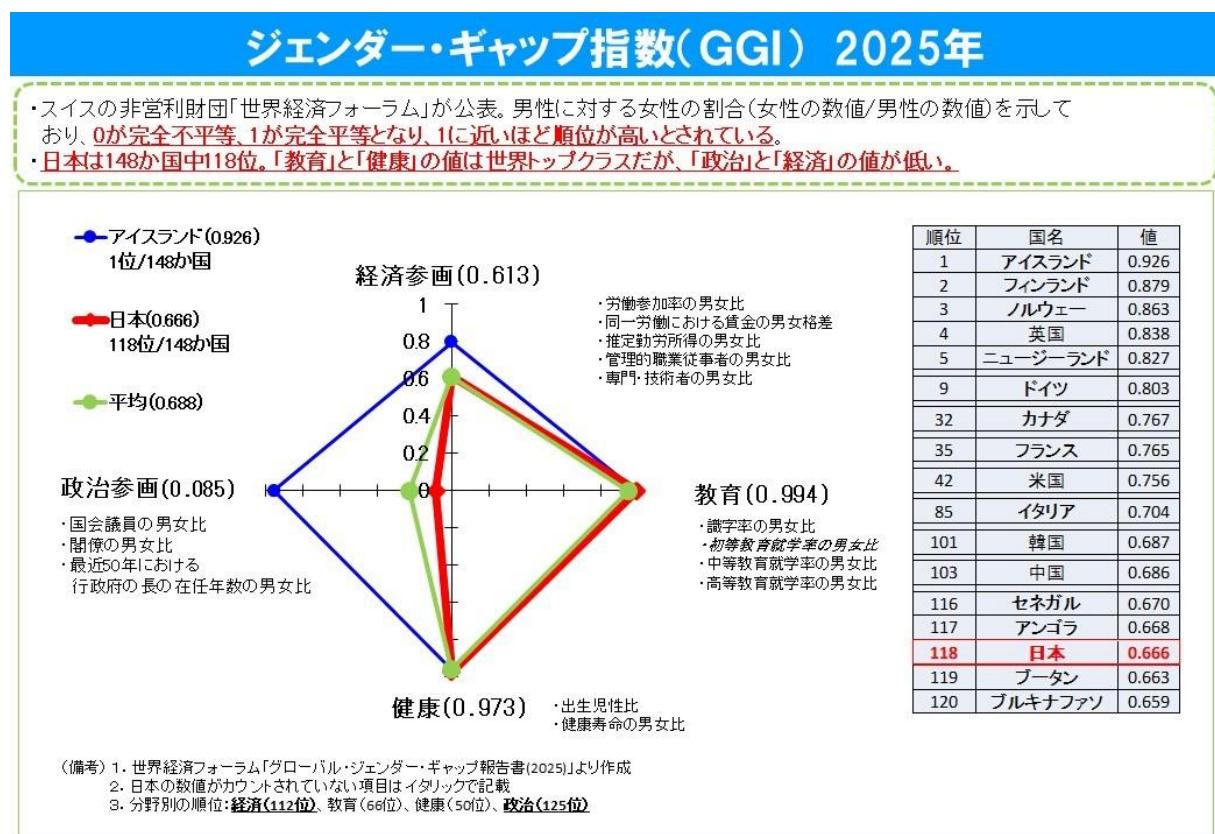
「ジェンダー」とは、生物学的な性差ではなく、社会的・文化的につくられた性別のことを指します。ジェンダー平等とは、性別にかかわらず、すべての人が責任や権利、機会を平等に分かれ合い、あらゆる物事を共に決定できる状態を意味します。

現代社会では、固定的な性別役割分担意識などにより、性別によって役割や生き方が決めら

れてしまう不平等が見られます。こうした状況を踏まえ、ジェンダーを問い合わせ、すべての人の人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。

## (2) ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表する「ジェンダー・ギャップ指数」は、男女格差を「経済」「政治」「教育」「健康」の4分野で評価し、各国の男女格差を測る指標の一つとなっています。令和7(2025)年の日本の指数は0.666で、148か国中118位、先進7か国の中では最下位となっています。特に、「政治」と「経済」の分野の低さが全体の順位を下げています。



資料：内閣府

## (3) 近年の国の動向

国においては、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、目指すべき社会として、次の4つが掲げられています。

### 【第5次男女共同参画計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～】

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

平成 30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。令和 3（2021）年には一部改正が行われ、環境の整備、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対応、人材育成等が明記されました。

令和元（2019）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が一部改正され、国や地方公共団体、労働者が 101 人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務づけています。

また、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。こうした中、困難な問題を抱える女性に対して、切れ目のない包括的な支援を行うことを目的に、令和 4（2022）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、令和 6 年（2024）4 月 1 日から施行されました。

#### （4）本市の動向

本市では、令和 3（2021）年 3 月に、目指すまちの将来像を「ひとが育ち 輝くまち 益田」と掲げた「第 6 次益田市総合振興計画」を策定しました。本計画では、横断目標と 7 つの基本目標を設定し、まちの将来像の実現に向けて行政が取り組む基本施策の一つとして「あらゆる分野での男女共同参画の促進」を明示しています。また、SDGs の考え方を取り入れ、地域課題を踏まえた共通目標として「益田市版 SDGs」を設定しています。

令和 3（2021）年に策定した「第 4 次益田市男女共同参画計画」では、「男女の人権の尊重」「安心・安全な暮らしの実現」「あらゆる分野における女性の活躍」「男女共同参画社会の実現に向けた環境整備」の 4 つの基本目標を掲げ、基本施策(8 項目)、具体施策(19 項目)、取組内容(39 項目)に基づき、男女共同参画の推進に取り組んできました。

「第 5 次益田市男女共同計画」においては、「益田市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、「益田市版 SDGs」のうち、①地域共生社会を実現しよう、③心身の健康と安心できる生活をみんなに、④子どもも大人も一緒に成長しよう、⑤「自分らしく」を尊重しよう、⑧「このまちで働きたい」をかなえよう、⑩平等なまちを実現しよう、⑪魅力ある地域の暮らしをいつまでも、⑯公平・公正と安心・安全をみんなに、⑰協働で目標や課題に取り組もう、の 9 つのゴールを意識しながら、施策を推進していきます。

## ■益田市版 SDGs ■

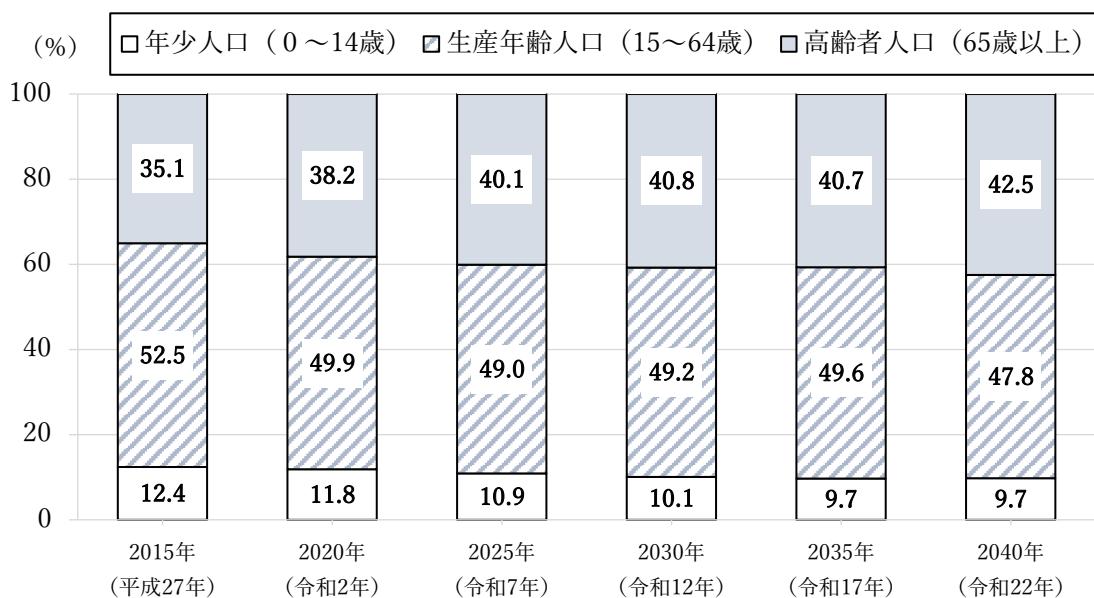
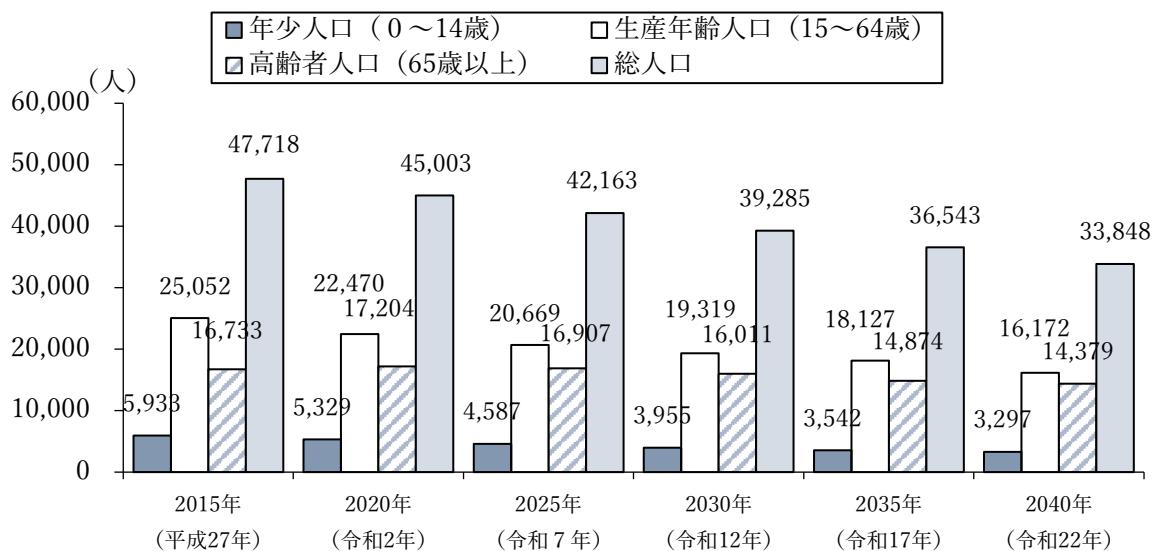
 <p><b>① 地域共生社会を実現しよう</b></p> <p>① 益田市版 SDGs</p>	<p><b>① 地域共生社会を実現しよう</b></p> <p>一人ひとりが抱える問題に寄り添い、市民みんなで地域共生社会を実現するまち</p>	 <p><b>⑩ 平等なまちを実現しよう</b></p> <p>互いの人権を尊重し、誰もが暮らしやすい社会が実現するまち</p>	
 <p><b>② 地産地消でより豊かな生活を</b></p> <p>② 益田市版 SDGs</p>	<p><b>② 地産地消でより豊かな生活を</b></p> <p>地産地消により、生活の質が向上するまち</p>	 <p><b>⑪ 魅力ある地域の暮らしがいつまでも</b></p> <p>魅力ある地域の暮らしをいつまでも</p>	<p><b>⑪ 魅力ある地域の暮らしがいつまでも</b></p> <p>地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまち</p>
 <p><b>③ 心身の健康と安心できる生活をみんなに</b></p> <p>③ 益田市版 SDGs</p>	<p><b>③ 心身の健康と安心できる生活をみんなに</b></p> <p>生涯を通じて心身ともに健康で、子どもから高齢者まで安心して生活ができるまち</p>	 <p><b>⑫ 資源ロスの少ないまちに</b></p> <p>資源ロスの少ないまちに</p>	<p><b>⑫ 資源ロスの少ないまちに</b></p> <p>限りある資源を有効に活用した、ロスの少ないまち</p>
 <p><b>④ 子どもも大人も一緒に成長しよう</b></p> <p>④ 益田市版 SDGs</p>	<p><b>④ 子どもも大人も一緒に成長しよう</b></p> <p>地域の中で子どもたちの「生きる力」を育み、大人も一緒に成長できるまち</p>	 <p><b>⑬ 自然災害に強くしなやかなまちに</b></p> <p>自然災害に強くしなやかなまちに</p>	<p><b>⑬ 自然災害に強くしなやかなまちに</b></p> <p>平時から自然災害に備え、災害が起こっても強くしなやかに対応できるまち</p>
 <p><b>⑤ 「自分らしく」を尊重しよう</b></p> <p>⑤ 益田市版 SDGs</p>	<p><b>⑤ 「自分らしく」を尊重しよう</b></p> <p>性差に関わらず、誰もが自分らしく生活できるまち</p>	 <p><b>⑭ 豊かな日本海を守ろう</b></p> <p>豊かな日本海を守ろう</p>	<p><b>⑭ 豊かな日本海を守ろう</b></p> <p>美しい日本海と、その恵みを活かした水産業が受け継がれるまち</p>
 <p><b>⑥ 豊かな水辺環境を守ろう</b></p> <p>⑥ 益田市版 SDGs</p>	<p><b>⑥ 豊かな水辺環境を守ろう</b></p> <p>高津川を始めとした美しい水辺環境がいつまでも残るまち</p>	 <p><b>⑮ 豊かな森林と美しい田畠を守ろう</b></p> <p>豊かな森林・美しい田畠の景観と、その恵みを活かした農林業が受け継がれるまち</p>	<p><b>⑮ 豊かな森林と美しい田畠を守ろう</b></p> <p>豊かな森林・美しい田畠の景観と、その恵みを活かした農林業が受け継がれるまち</p>
 <p><b>⑦ 自然を活かしたエネルギーでクリーンなまちに</b></p> <p>⑦ 益田市版 SDGs</p>	<p><b>⑦ 自然を活かしたエネルギーでクリーンなまちに</b></p> <p>バイオマスなどの自然を活かしたエネルギーが供給できるまち</p>	 <p><b>⑯ 公平・公正と安心・安全をみんなに</b></p> <p>公平・公正で開かれた行政運営のもと、誰もが安心・安全を感じられるまち</p>	<p><b>⑯ 公平・公正と安心・安全をみんなに</b></p> <p>公平・公正で開かれた行政運営のもと、誰もが安心・安全を感じられるまち</p>
 <p><b>⑧ 「このまちで働きたい」をかなえよう</b></p> <p>⑧ 益田市版 SDGs</p>	<p><b>⑧ 「このまちで働きたい」をかなえよう</b></p> <p>地域を支える産業が安定して営まれ、「このまちで働きたい」をかなえるまち</p>	 <p><b>⑰ 協働で目標や課題に取り組もう</b></p> <p>協働で目標や課題に取り組もう</p>	<p><b>⑰ 協働で目標や課題に取り組もう</b></p> <p>市民みんなの協働により、あらゆる目標や課題に取り組むまち</p>
 <p><b>⑨ 時代に適応した産業・通信基盤をつくろう</b></p> <p>⑨ 益田市版 SDGs</p>	<p><b>⑨ 時代に適応した産業・通信基盤をつくろう</b></p> <p>先端技術を活用し、新たな時代に適応できる産業基盤や通信基盤が整備されたまち</p>		<p>益田市版 SDGs について 詳しくはこちちら (市公式ウェブサイト)</p>

## (5) 本市を取り巻く状況

### ① 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- 本市の総人口は、令和2（2020）年には45,003人であり、本計画の目標年となる令和12（2030）年には5,700人程度減少し、39,285人と予測されています。
- 年齢区分別でみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口割合は一貫して減少傾向で推移しています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測■



資料：2020年（令和2年）までは国勢調査、2025年（令和7年）以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

## ② 家族類型別の一般世帯の推移

- 本市の家族類型別の世帯総数は、平成 27（2015）年から 5 年間で 177 世帯減少し、令和 2（2020）年には 18,805 世帯となっています。一方で、単独世帯は 650 世帯増加し、6,135 世帯となっています。
- 全世帯総数に占めるひとり親と子どもから成る世帯の割合は、平成 22（2010）年は 8.79%、平成 27（2015）年は 8.83%、令和 2（2020）年では 9.21% と増加しています。

### ■家族類型別的一般世帯の推移■

(単位：世帯数)

	人口 (人)	世帯総数 (不詳を含む)	親族世帯			非親族を含む世帯	単独世帯		
			核家族		核家族以外				
			夫婦のみ	夫婦と子ども					
平成 22 年	50,015	19,193	4,865	4,158	1,688	3,285	123 5,073		
平成 27 年	47,718	18,982	4,848	4,048	1,677	2,772	132 5,485		
令和 2 年	45,003	18,805	4,750	3,832	1,732	2,166	105 6,135		

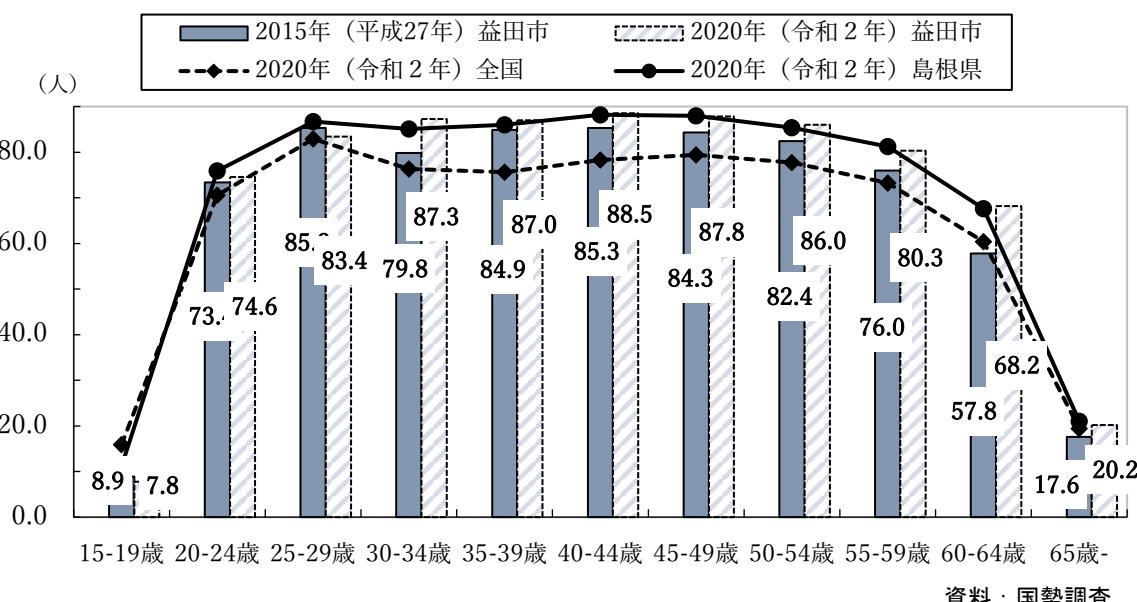
資料：国勢調査、人口等基本集計、小地域集計

世帯総数に占める ひとり親世帯の割合 H22 8.79% H27 8.83% R2 9.21%  
単独世帯の割合 H22 26.4% H27 28.9% R2 32.6%

## ③ 女性就業率の推移

- 平成 27（2015）年と令和 2（2020）年を比較すると、20 歳以上の年代は、25-29 歳を除き、いずれも就業率が増加しています。特に、30-34 歳、60-64 歳は増加幅が大きくなっています。

### ■女性就業率の推移■



#### ④ 審議会等への女性の参画率

- 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在、審議会等への女性の参画率は島根県 48.7%、県内市町村の平均値 29.3%、益田市 32.1%でした。
- 5 年前の令和 2 (2020) 年と比較すると微増しているものの、令和 7 (2025) 年数値目標である 40%は達成できていない状況です。

#### ■県及び市町村における審議会等への女性の参画率■

令和 7 年 4 月 1 日現在

	審議会等数	うち 女性を含む審 議会等	委員実数(人)		女性参画率(%)	
				うち 女性(人)	※参考 R2. 4. 1 現在	
島根県	119 (休止中・委員不在 等 21 審議会を含む)	—	1, 463	712	48. 7	47. 2
県内市町村	707	613	8, 671	2, 538	29. 3	25. 8
益田市	52	48	783	251	32. 1	29. 4

資料：島根県女性活躍推進課調査

#### ⑤ 地方議会における女性の議員の割合

- 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在、島根県議会の女性議員の割合は 11.4%、益田市議会の女性議員の割合は 15%です。
- 10 年前の平成 27 (2015) 年と比較すると、地方議会における女性議員の割合はいずれも微増しています。

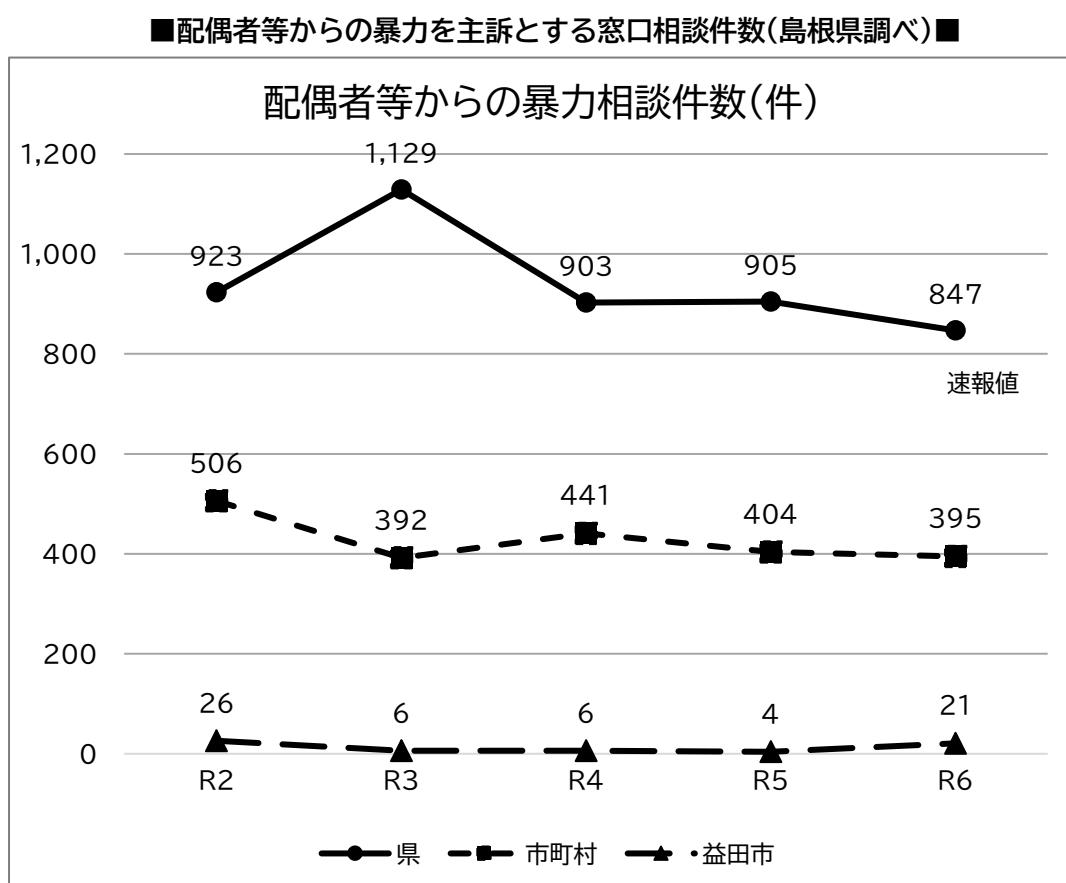
#### ■地方議会における女性の議員の割合■

	島根県	益田市
平成 27 年	8. 1%	9. 1%
令和 7 年	11. 4%	15. 0%

※平成 27 年数値は 12 月 31 日現在

## ⑥ 相談窓口における配偶者等からの暴力を主訴とする相談件数

- 県及び市町村の相談窓口における相談件数は概ね横ばいで推移しており、DVが減少しない状況が続いている。
- 令和6（2024）年度の市の相談窓口における相談件数は21件で、前年度より大幅に増加しています。



「配偶者等からの暴力」とは、男性・女性を問わず、配偶者（事実婚や元配偶者<sup>※1</sup>を含む）、交際相手<sup>※2</sup>（元交際相手含む）からの暴力（身体的暴力に限らず、精神的暴力や性的暴力等も含まれる）をいう。

※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※2 生活の本拠を共にする交際相手

資料：配偶者暴力に係る相談件数（女性相談センター）、女性相談件数（青少年家庭課）

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）

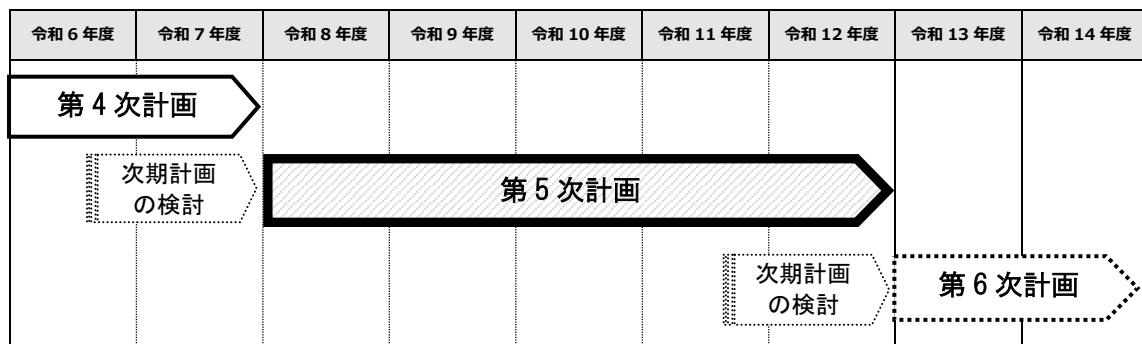
配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、社会的、経済的ななど、あらゆる形の暴力行為をいう。

### 3. 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、また「益田市男女共同参画推進条例」第9条の規定により策定するものです。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」として位置づけます。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画（DV防止基本計画）」として位置づけるとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画（困難女性支援基本計画）」として位置づけます。
- 本計画は、市の最上位計画である「益田市総合振興計画」や関連する諸計画との整合性を図り、本市における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として示すものです。

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 5. 基本理念

本計画では、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念を踏まえ、益田市男女共同参画推進条例に規定している7つの基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現を目指します。

### □男女共同参画社会基本法の5つの基本理念

基本 理 念	①男女の人権の尊重
	②社会における制度又は慣行についての配慮
	③政策等の立案及び決定への共同参画
	④家庭生活における活動と他の活動の両立
	⑤国際的協調

### □益田市男女共同参画推進条例の7つの基本理念

基本 理 念	①男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
	②ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
	③社会における制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること、及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
	④男女が社会の対等な構成員としてそれぞれのワーク・ライフ・バランスを尊重され、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
	⑤家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会における活動に対等に参画することができること。
	⑥妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること、及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
	⑦男女共同参画社会の形成の促進に関する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

## 第2部 施策内容

### 1. 計画の施策体系

基本目標（4項目）		基本施策（8項目）		具体施策（20項目）	
I	男女共同参画の意識づくり	1	人権と多様性を尊重する意識の醸成	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進 (2) 学校教育における男女共同参画の推進 (3) 社会教育における男女共同参画の推進 (4) 多様な性・多様な生き方への理解促進	
II	安心・安全な暮らしの実現	2	配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援	(1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進 (2) 暴力の被害者に対する支援 (3) 相談体制の充実 (4) 困難な問題を抱える女性への切れ目がない支援	
		3	生涯を通じた健康支援	(1) 性差に応じた健康支援 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援	
		4	安心して暮らせる環境づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援 (2) 福祉サービスの充実	
III	あらゆる分野における女性の活躍	5	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会等への女性の積極的登用 (2) 庁内における女性の積極的登用 (3) 地域における男女共同参画の推進	
		6	女性の活躍推進	(1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援 (2) 多様な働き方への支援	
IV	男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	7	男女共同参画の視点に立った各種制度の整備	(1) 子育て支援の充実 (2) 介護支援の充実	
		8	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1) 防災分野での男女共同参画の推進	

## 2. 基本目標

### 基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

#### <現状と課題>

益田市では、益田市男女共同参画推進条例において、男女共同参画を「男女が性別にかかわりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮でき、共に責任を担うこと」と定義し、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな取組を進めています。

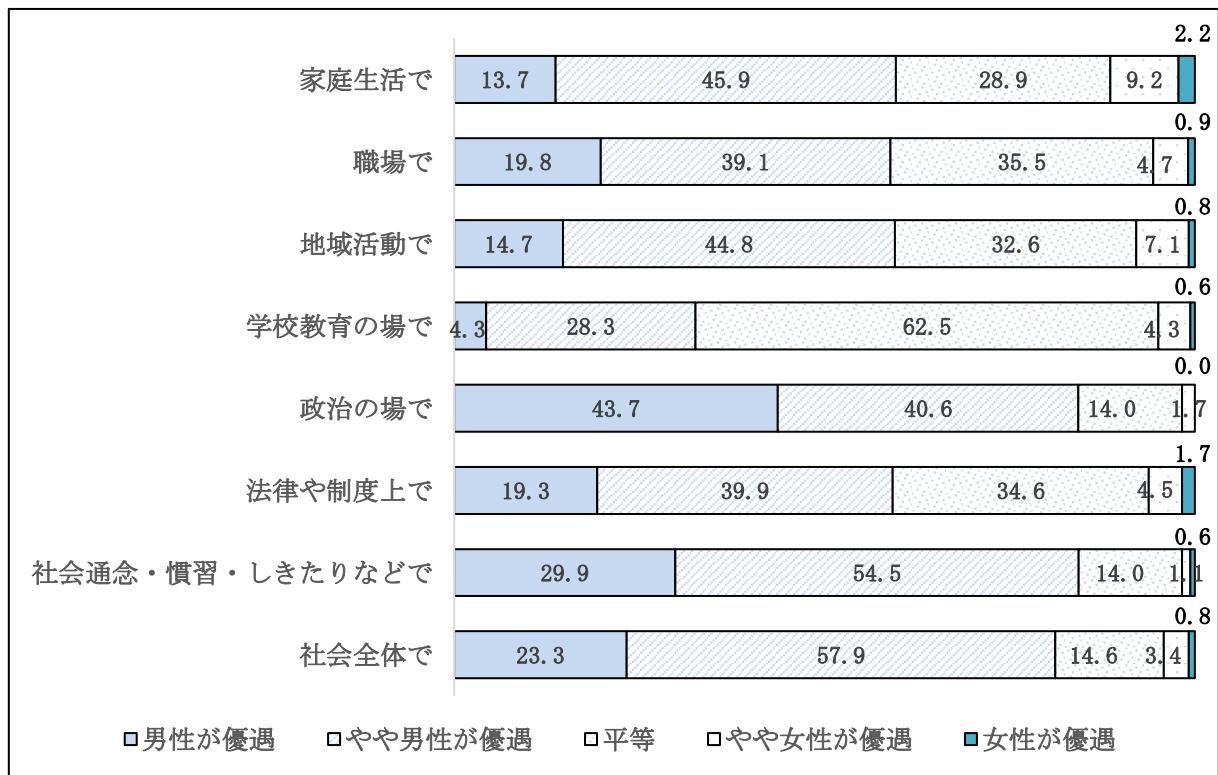
しかしながら、令和6（2024）年12月に実施した「男女共同参画に関する意識調査（以下、「意識調査」という。）では、分野別に男女の地位の平等感を尋ねたところ、「男性が優遇」「やや男性が優遇」と回答した人の割合は高く、令和2（2020）年3月に実施した前回調査（以下、「前回」という。）を上回る結果となりました。特に、「社会通念・慣習・しきたりなど」では84.4%（前回78.7%）、「政治の場」では84.3%（前回81.9%）、「社会全体」では81.2%（前回78.7%）と、いずれも8割以上の人人が男女不平等（男性優遇）を感じています。

一方で、性別役割分担に関する意識は変化が見られ、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方に対して否定的な回答をした人の割合は77.6%（前回66.3%）、「自治会などの団体の代表者は男性の方がうまくいく」という考えに対して否定的な回答をした人の割合は45.9%（前回36.1%）で、いずれも前回より10ポイント程度増加しています。しかし、家庭内では食事の支度や片づけ、掃除などの家事を女性が担っている現状があり、依然として固定的な性別役割意識が残っています。

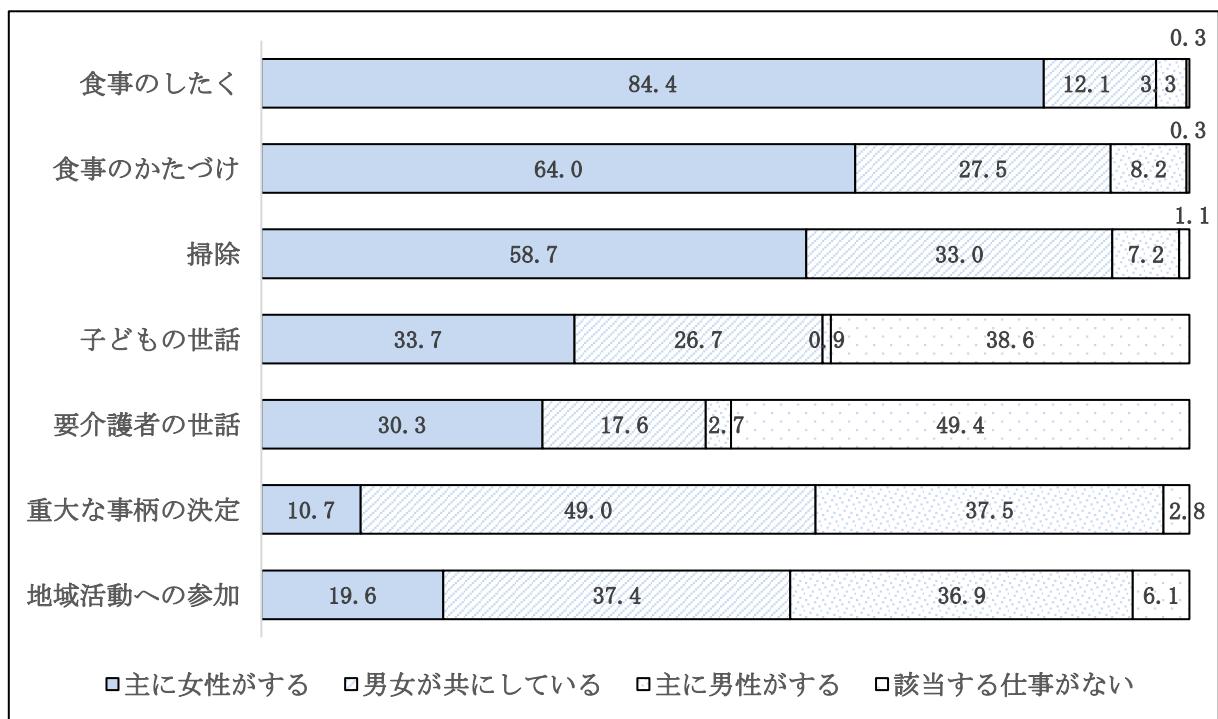
そうした中、島根県では令和5（2023）年10月に、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して「パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。また、益田市においても、市民一人一人の人権が尊重され、互いの個性や多様性を認め合う社会の実現を目指して、令和6（2024）年12月に「差別のない人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

このような状況を踏まえ、引き続き、性別に関わりなく個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、家庭・学校・地域・職場において互いに働きかけながら、固定的な性別役割意識の解消や、男女共同参画の意識づくり・環境づくりに取り組んでいきます。

### ■分野別男女の地位の平等感■



### ■家庭内での主な担当者■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

## 基本施策 1 人権と多様性を尊重する意識の醸成

### (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
1	講演会や研修の開催	<p>性別による人権問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて人権尊重意識を高めるための講演会や研修を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人権教育、啓発活動の実施</li> <li>●男女共同参画に関する講座等の実施</li> <li>●益田市男女共同参画推進条例の周知</li> <li>●益田市男女共同参画計画の周知</li> </ul>	人権センター
2	意識啓発の充実	<p>固定的な性別役割分担意識の解消など、意識啓発の充実を図ります。また、男女共同参画に関する世界や国の動きについて、情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報や市公式ウェブサイト、ケーブルテレビ等での情報提供</li> <li>●男女共同参画週間や人権週間でのパネル展示</li> <li>●男女共同参画通信の発行</li> <li>●男女共同参画に関する書籍やDVD等、資料の充実</li> <li>●行政内部メールを活用した情報発信</li> </ul>	人権センター

### (2) 学校教育における男女共同参画の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
3	男女共同参画の視点に立った学校教育の充実	<p>学校教育全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道徳、社会科、保健体育、総合的な学習の時間などにおける、人権を尊重し多様性や個性の理解を図る教育の推進</li> <li>●男女共同参画を進めるための教職員研修の実施</li> </ul>	学校教育課

### (3) 社会教育における男女共同参画の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
4	学習機会の提供	<p>固定的な性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各地区公民館での世代間交流や学習機会の提供</li> </ul>	ひとつづくり推進課

(4) 多様な性・多様な生き方への理解促進

	具体的施策	施策内容	所管課
5	多様な性・多様な生き方に関する意識啓発	<p>性自認や性的指向等について正しい理解を深めるとともに、多様な性・多様な生き方に関する意識醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報や市公式ウェブサイト、ケーブルテレビ等での情報提供</li> <li>●性の多様性等に関する講演会の実施</li> <li>●島根県パートナーシップ宣誓制度の周知</li> <li>●行政内部メールを活用した情報発信</li> </ul>	人権センター

## 基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

### <現状と課題>

暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、性別による差別に基づく暴力は、男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つです。意識調査によると、配偶者等からDVを受けた経験のある人は、身体的暴力が10.5%、精神的暴力が17.7%、性的暴力が7.5%となっており、その一方で、DVに関する相談窓口を知らない人も全体の46.6%（前回58.0%）を占めています。依然として、暴力を受けたことがある方や相談窓口を知らない方が存在しているという現状があります。市民の安心・安全な暮らしの実現に向け、いかなる暴力も許さないという暴力根絶のための意識づくりに努めるとともに、被害者に対する相談窓口や支援内容の周知や充実を図る必要があります。

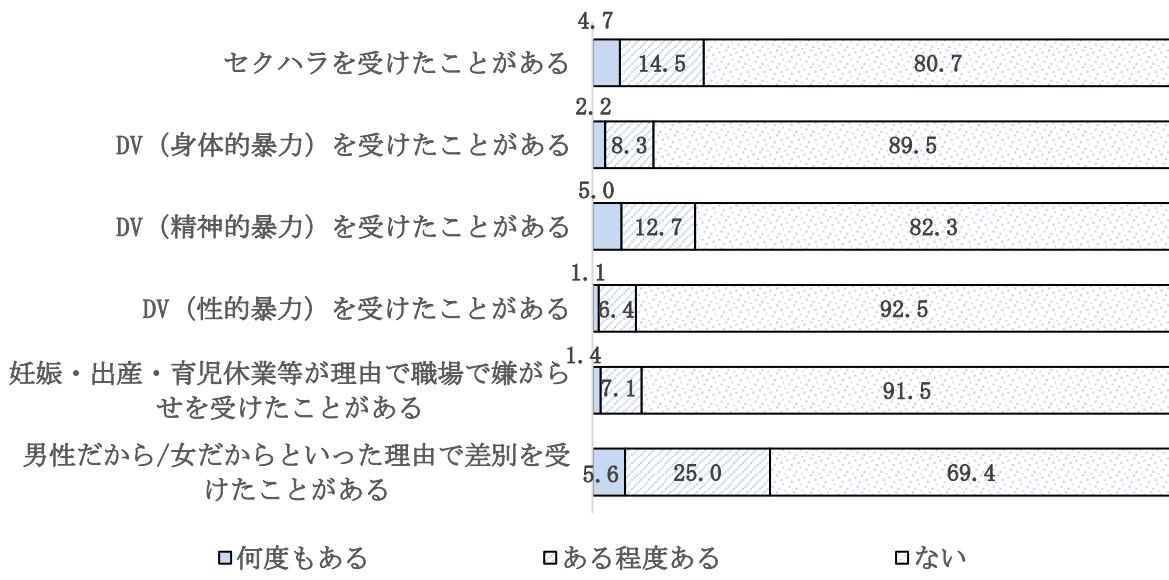
また、社会的・経済的な格差を背景に、女性が日常生活や社会生活を営む上で、女性であることにより困難な問題に直面することがあります。生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、女性を取り巻く課題は複雑化、複合化しており、コロナ禍を経てその実態が顕在化しています。意識調査によると、女性が現在（または過去）困っていることとして、多い順に「家計が苦しい」30.0%、「育児と介護の両方を担っている」18.5%、「家族関係の不和」14.1%が挙げられており、さらに、女性の相談窓口を知らないと回答した人は59.6%を占めています。こうした状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性に寄り添い、最大限本人の意思を尊重しながら切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

さらに、性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、心身ともに健康で暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために不可欠です。女性は妊娠、出産を経験する可能性があり、また、性別にかかわらず、ライフステージごとに心身の健康課題に直面します。生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、性差やライフステージに応じた健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが求められます。そのためには、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する正しい知識を身につけられるよう、意識啓発や情報提供等の支援を進めていく必要があります。

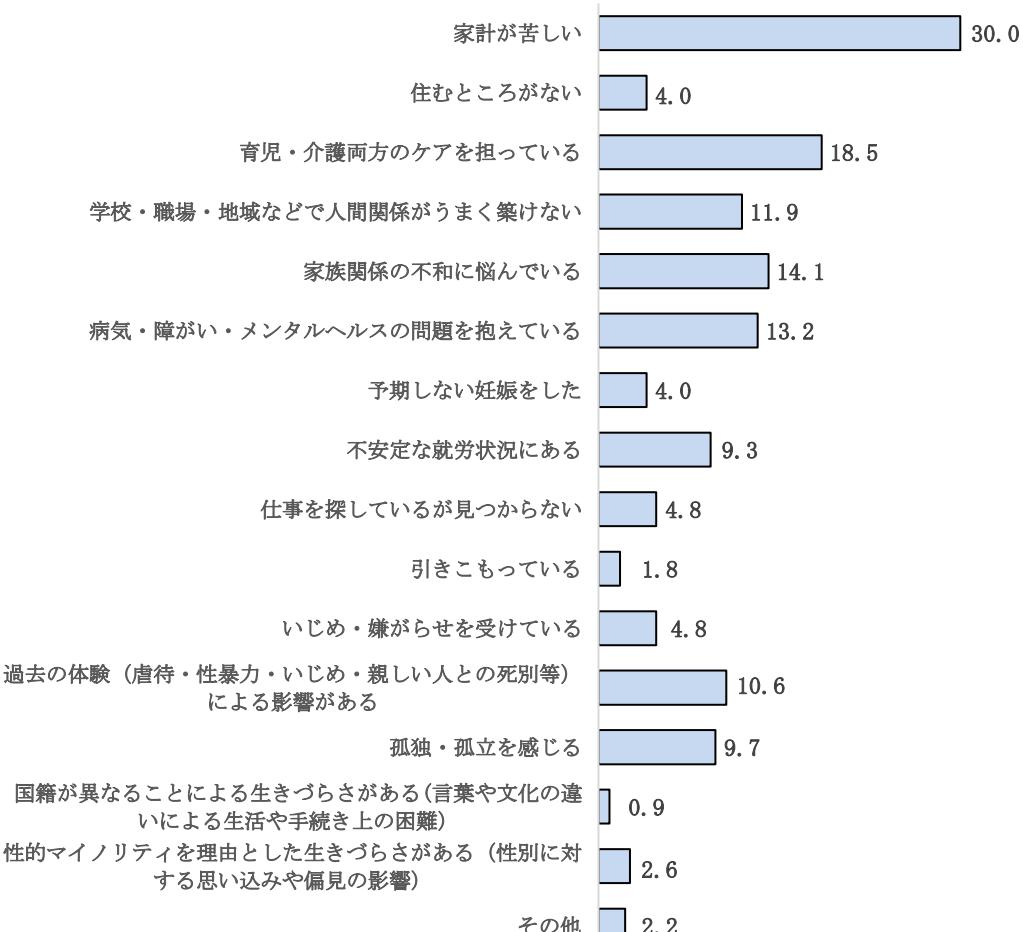
加えて、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人など、生活上の困難を抱える人が社会的に孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点に立った支援を行うとともに、福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

## ■セクハラ、DV等の被害状況■

以下のことについて、被害に遭ったことがありますか（全体）



## ■女性自身が現在困っていること、過去に困ったこと■



## ■女性の相談窓口の認知度■

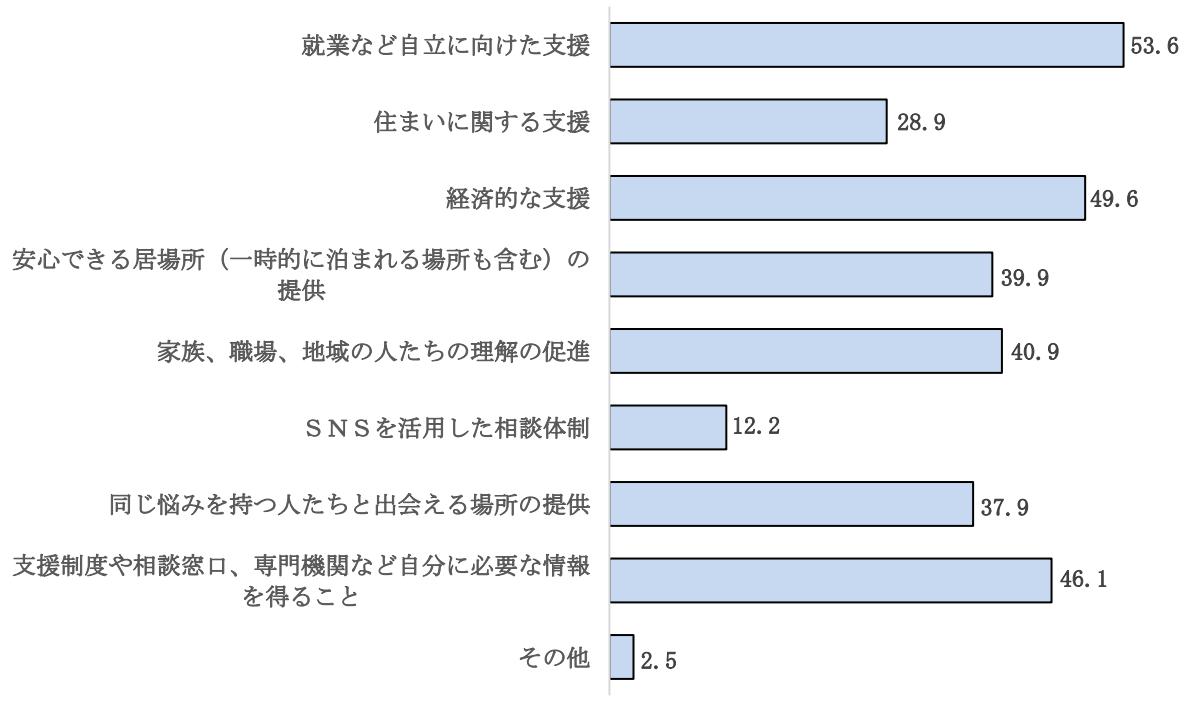
女性の相談窓口を知っていますか。（1つでも知っていたら○）

※女性の相談窓口：女性相談支援センター、児童相談所、市役所、全国共通ダイヤル（#8008、#8891、#8778）など



□知っている □知らない

## ■困難な問題を抱える女性のために必要だと思う支援■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

## 基本施策 2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援

### (1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進

	具体的な施策	施策内容	所管課
6	暴力防止の意識啓発と相談窓口の周知	<p>あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、講演会や街頭活動などさまざまな機会を通じて意識啓発を行い、暴力が人権侵害であることの認識を広めます。あわせて、性別を問わず、広く相談窓口の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性に対する暴力をなくす運動」啓発活動への参加</li> <li>●市広報や市公式ウェブサイト、ケーブルテレビ等での情報提供</li> <li>●リーフレットや相談カードの設置</li> <li>●DV相談窓口の周知</li> <li>●全ての世代を対象としたDV・デートDV防止に関する周知・啓発</li> <li>●性犯罪・性暴力に対する啓発の推進</li> <li>●市の「女性相談窓口」が男性でも相談できることや、県の男性DV相談窓口についての周知</li> </ul>	学校教育課 教育総務課 子ども家庭支援課 人権センター
7	ハラスメント防止に関する意識啓発	<p>さまざまな状況で起こり得るハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう意識啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ハラスメント防止対策の推進</li> <li>●ハラスメント相談窓口カードの配布</li> </ul>	教育総務課 子ども家庭支援課 人権センター 人事課

### (2) 暴力の被害者に対する支援

	具体的な施策	施策内容	所管課
8	被害者支援の充実	<p>府内関係課・関係機関との連携により、被害者の抱える問題に沿って必要な情報提供及び支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ワンストップ・同行支援の実施</li> <li>●県、児童相談所、警察署など関係機関と連携した支援の実施</li> </ul>	子ども家庭支援課 関係各課

(3) 相談体制の充実

	具体的施策	施策内容	所管課
9	相談体制の充実	<p>性別を問わず、相談しやすい体制づくりに努め、相談者へ適切な支援を行います。また、研修会や会議に参加することで相談担当者の資質の向上を図り相談事業の質を高めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各機関における相談体制の充実</li> <li>●県等関係機関が実施する研修への積極的な参加</li> <li>●男女共同参画の視点を持った研修の実施</li> </ul>	関係各課

(4) 困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援

	具体的施策	施策内容	所管課
10	困難な問題を抱える女性に対する相談支援体制の充実と相談窓口の周知	<p>困難な問題を抱える女性にとって最も身近な相談先として、相談窓口の周知を図るとともに、安心して相談できるような体制づくりに努めます。また、困難な問題の解決や解消に向け、支援対象者に寄り添った相談支援体制を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性相談窓口の周知</li> <li>●ワンストップ・同行支援の実施</li> <li>●研修等への参加による相談担当者の資質向上</li> <li>●各機関における相談支援体制の充実</li> </ul>	子ども家庭支援課
11	関係機関等との連携強化	<p>複合的な困難を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、支援に関わる府内関係課・関係機関との情報共有や連携強化に努めます。また、民間団体の協力による支援体制の整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●支援調整会議の設置</li> <li>●益田圏域困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議への参加</li> <li>●行政機関等相談担当者ネットワーク会議の充実</li> <li>●女性相談府内連絡会の開催</li> </ul>	子ども家庭支援課 人権センター

### 基本施策 3 生涯を通じた健康支援

#### (1) 性差に応じた健康支援

	具体的な施策	施策内容	所管課
12	発達段階に応じた適切な性教育の実施	<p>性と生殖に関して健康であることの重要性について正しい知識を身につけ、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりを持てるような教育を行います。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利) の視点を持ち取り組みます。</p> <p>●学習指導要領に基づいた学校における性教育の実施</p>	学校教育課
13	性差に応じた健康支援	<p>性差に応じた健康保持を支援するための取組を推進します。適切に健康の自己管理ができるよう生涯を通じた健康保持に関する普及啓発に努めます。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利) の視点を持ち取り組みます。</p> <p>●健康相談、健康教育の実施</p> <p>●健康教育等で、男性の調理実習等、男女共同参画の視点をもつ</p>	健康増進課

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全に性生活を営み、子どもをいつ何人産むか産まないかなどについて、女性の自己決定を尊重する考え方のこと、安全な妊娠・出産や子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものであり、国際的に女性の人権の一つとして認識されている。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

	具体的施策	施策内容	所管課
14	子どもと妊産婦の健康支援	<p>妊娠・出産期における子どもと母親の健康を確保し、育児支援の充実を図ります。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利) の視点を持ち取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健康手帳交付時の保健指導・相談の充実</li> <li>●妊婦・産婦健診に対する費用の助成</li> <li>●妊婦とその家族を対象にした事業の実施</li> <li>●乳児家庭全戸訪問事業の実施</li> </ul>	子ども家庭支援課 子育て支援センター

**基本施策4 安心して暮らせる環境づくり**

(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援

	具体的施策	施策内容	所管課
15	相談体制の充実	<p>困難な状況に置かれている家庭、高齢者、障がい者、外国人等からの相談に対して、適切な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●連絡会議を開催し、相談支援関係機関との連携強化を図る</li> <li>●事例検討に、男女共同参画の視点を持つ</li> </ul>	高齢者福祉課 子ども家庭支援課 障がい者福祉課 人権センター 総合支援課 福祉総務課
16	自立のための支援	<p>ひとり親家庭等の自立と就業の促進に対して、きめ細かい支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当の支給</li> <li>●高等職業訓練促進給付金の支給</li> <li>●自立支援教育訓練給付金の支給</li> <li>●母子・父子自立支援プログラムの策定</li> </ul>	子ども福祉課
17	関係機関との連携	<p>困難な状況に置かれている家庭、高齢者、障がい者、外国人等に対して、医療、教育、就労等分野を超えた総合的な取組が必要であるため、関係機関と連携を図り支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携を図り、状況に応じた対応を行う</li> </ul>	全課
18	外国人保護者に対する支援	<p>言葉や文化・習慣の違いにより課題を抱えた外国人の子育て家庭に対して支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て家族の交流の場の提供</li> </ul>	子育て支援センター

## (2) 福祉サービスの充実

	具体的な施策	施策内容	所管課
19	高齢者福祉サービスの充実	<p>認知症や一人暮らしの高齢者をはじめとして、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう高齢者福祉サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービスガイド「ちえぶくろ」・パンフレット配布、市公式ウェブサイト掲載等による情報提供</li> <li>●介護保険サービスの充実</li> <li>●介護保険以外の事業の実施</li> </ul>	高齢者福祉課
20	障がい（障がい児）福祉サービスの充実	<p>障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう障がい（障がい児）福祉サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者福祉ガイド、市公式ウェブサイト等による情報提供</li> <li>●障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービスの充実</li> <li>●ユニバーサルデザインの推進</li> </ul>	障がい者福祉課

※ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

### 基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

#### <現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず、あらゆる分野の政策・方針決定過程に誰もが対等に参画し、多様な視点を反映させていくことが必要です。

本市では、審議会等への女性の参画率 40%、女性が委員として参加している審議会等の比率 100%を目指に掲げ、取組を進めてきました。しかしながら、令和 7（2025）年 4 月現在、審議会等への女性の参画率は 32.1%、女性が委員として参加している審議会等の比率は 92.3%となっており、いずれも目標を達成できていない状況です。

意識調査では、市の政策への女性の意見の反映度について、概ね半数が「反映されている」と回答しています。一方で「もっと女性の意見を反映させるべき」との設問には、男女ともに 7 割以上が「そう思う」「ややそう思う」と回答しており、市の政策への女性の参画をさらに進めることが求められています。

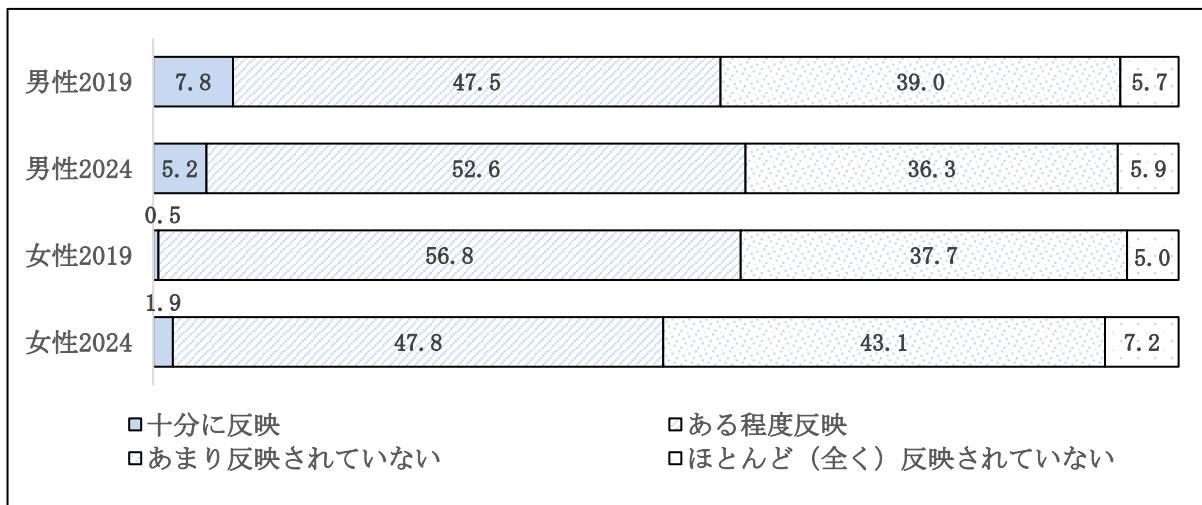
また、誰もがやりがいや充実感を持って働き、多様な生き方を実現するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が欠かせません。意識調査では、理想のワーク・ライフ・バランスを実現できていると回答した人の割合は、男性 69.7%（前回 60.4%）、女性 61.5%（前回 57.8%）で、男女ともに前回より増加しました。一方で、理想とする活動の比率については、男性は「仕事」43.5%、女性は「家庭」39.3%が最も高く、男女差がみられました。

さらに、自分が住んでいる地域について「女性がいきいきと活躍している」と回答した人は 46.6% であった一方、女性を取り巻く偏見や固定的な社会通念、習慣、しきたりがあると答えた人の割合は 45.9%（前回 45.6%）にのぼりました。こうした地域社会に根づく性別による固定的な通念や慣習を見直すことが、女性の社会参画やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて重要です。

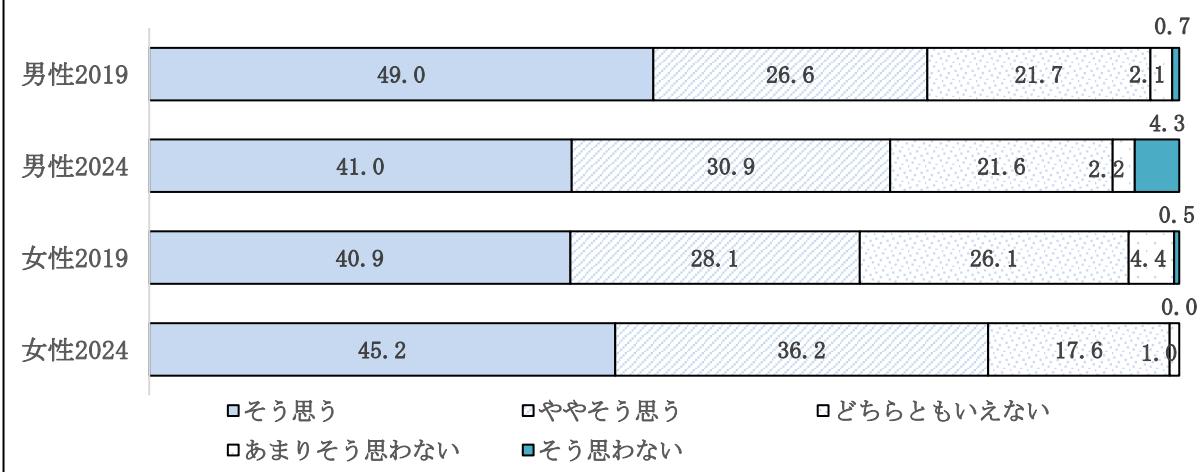
※ ワーク・ライフ・バランス（和訳：仕事と生活の調和）

一人ひとりが、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭、地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

## ■市政策への女性の意見反映度■

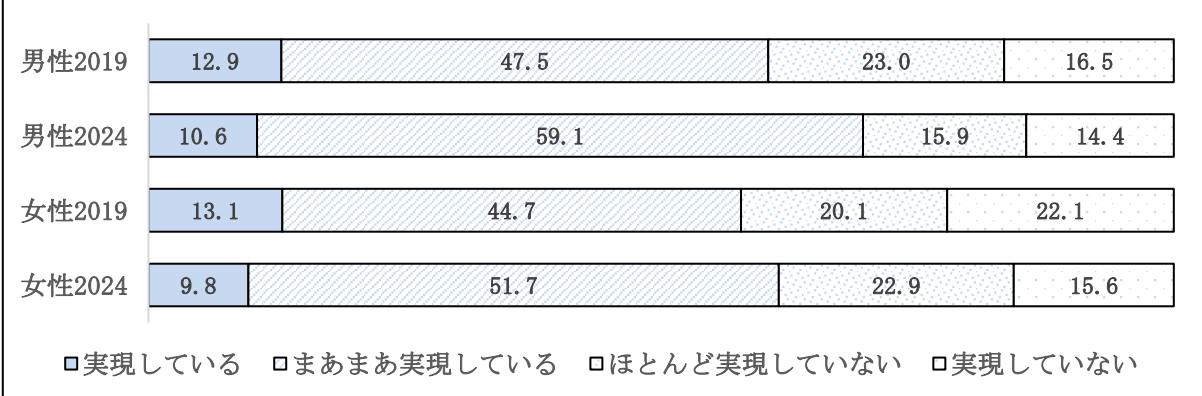


## 市の政策に女性の意見や考え方をもっと反映させるべきか



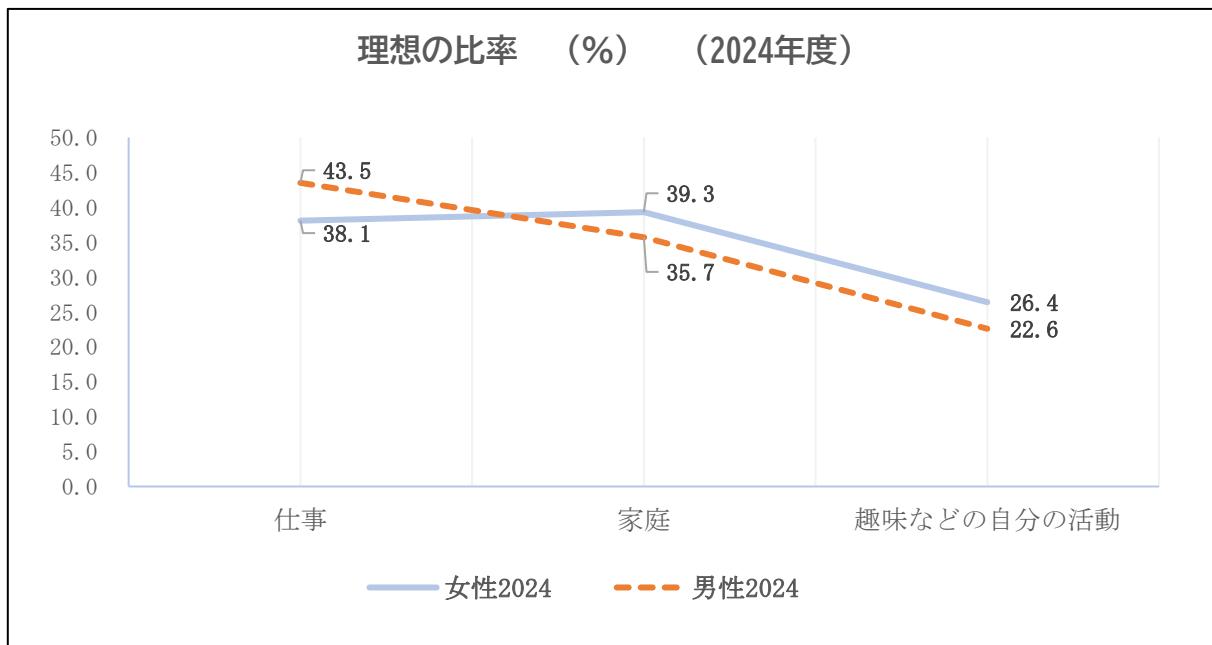
## ■ワーク・ライフ・バランス■

### 理想のバランスは実現しているか

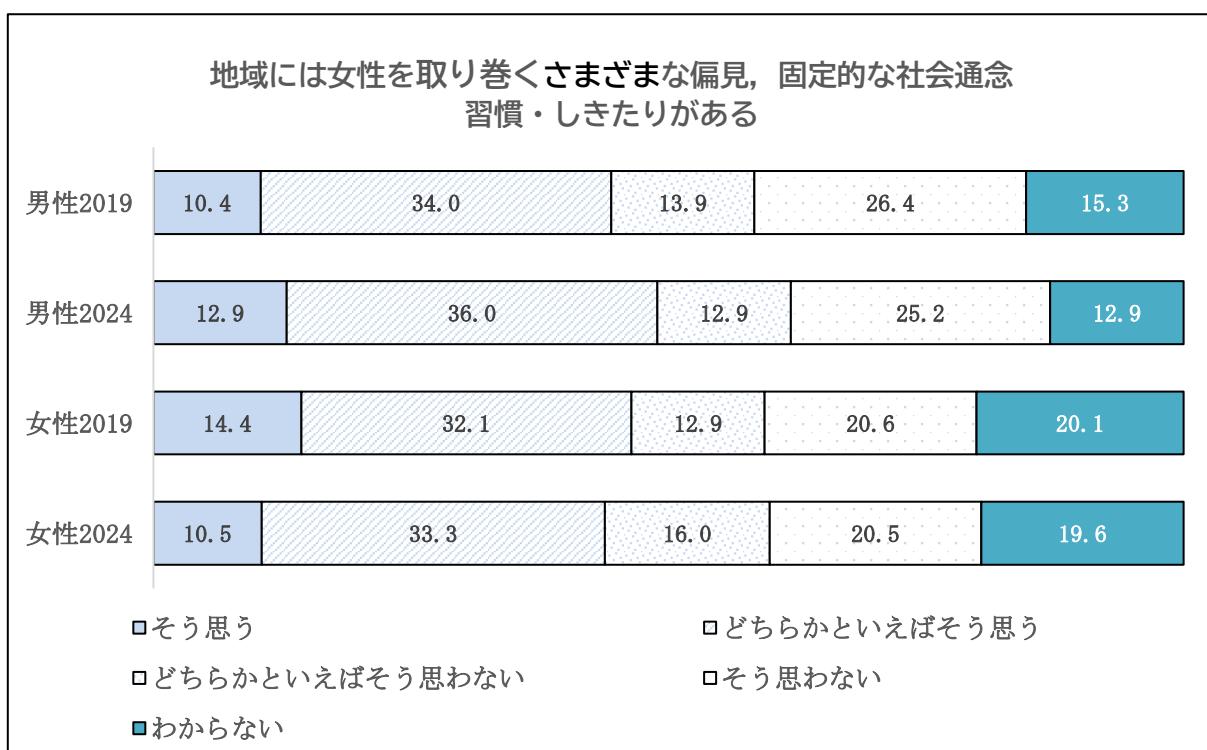


資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

## ■ワーク・ライフ・バランスの理想の比率■



## ■女性の社会参画■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

## 基本施策 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### (1) 審議会等への女性の積極的登用

	具体的施策	施策内容	所管課
21	審議会等への女性の積極的登用	<p>審議会等への女性参画率の目標を 40%として、積極的に女性の参画を拡大します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性参画率向上に向けた取組</li> <li>●女性委員「ゼロ」をなくすための取組</li> </ul>	全課

### (2) 庁内における女性の積極的登用

	具体的施策	施策内容	所管課
22	男女平等の視点に立った管理職等への登用	<p>性別にとらわれない職員配置と職務分担を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員のスキルアップを支援する講座・研修会を通じた人材育成</li> <li>●役職登用者へのフォローの実施</li> </ul>	人事課
23	市職員研修の実施	<p>人権尊重意識や男女共同参画の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人権・同和教育研修を必須とし、参加しやすい職場環境を整えます</li> </ul>	人事課

### (3) 地域における男女共同参画の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
24	地域における女性の参画拡大	<p>地域自治組織及び自治会等の意思決定の場への女性の参画を拡大し、女性の視点も含めた男女共同参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域自治組織等の役員への女性の参画拡大</li> <li>●公民館運営委員会への女性の参画拡大</li> </ul>	地域振興課 ひとつづくり推進課
25	農林漁業団体への女性の参画拡大	<p>農林漁業関係団体などにおける女性の参画を促進し、男女共同参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性グループ活動の支援</li> </ul>	農林水産課

## 基本施策 6 女性の活躍推進

### (1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援

	具体的施策	施策内容	所管課
26	職場における女性の活躍支援	<p>職場における女性の活躍推進に関する取組を行う事業者を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性活躍推進に関する制度や研修等の周知</li> </ul>	産業支援センター 人権センター
27	働きやすい職場環境づくりへの支援	<p>ワーク・ライフ・バランスをはじめ、子育て・介護等と仕事の両立など、安心して働くことのできる職場環境づくりに取り組む事業者を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●育児・介護休業制度の周知</li> <li>●ワーク・ライフ・バランスに関する制度等の情報提供</li> <li>●まだ子育て応援宣言企業登録制度の周知、登録企業の拡大</li> <li>●子育て等を応援する職場環境の整備</li> </ul>	子ども福祉課 産業支援センター 人権センター 人事課

### (2) 多様な働き方への支援

	具体的施策	施策内容	所管課
28	就労支援のための情報提供	<p>関係機関と連携し、女性の就労支援のための情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報や市公式ウェブサイトを活用した各種イベントの周知</li> </ul>	産業支援センター
29	起業への支援	<p>起業をめざす人に対する支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携し、空店舗などの情報提供や補助を実施</li> </ul>	産業支援センター

## 基本目標IV 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

### <現状と課題>

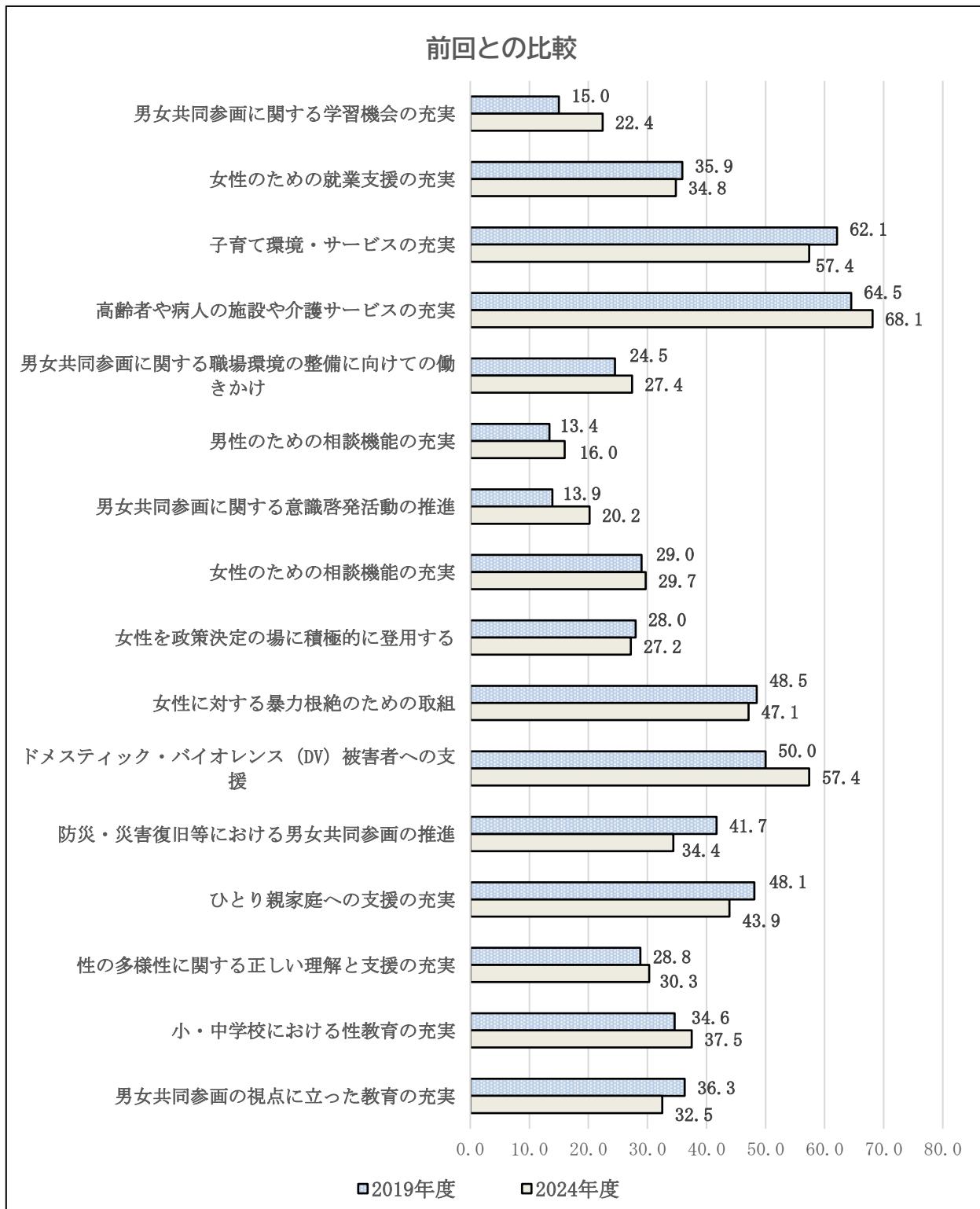
意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて優先的に取り組むべき課題を尋ねたところ、回答の多い順に「高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」(68.1%)、「子育て環境・サービスの充実」(57.4%)、「DV被害者への支援」(57.4%)となっており、前回調査と同様に、身近でかつ喫緊の課題が上位を占めました。

前回調査と比較すると、「男女共同参画に関する学習機会の充実」22.4%（前回15.0%）、「DV被害者への支援」57.4%（前回50.0%）、「男女共同参画に関する意識啓発活動の推進」20.2%（前回13.9%）はいずれも回答した人の割合が増えており、学習機会や意識啓発、被害者支援の充実が求められています。

誰もが自分らしいライフスタイルを柔軟に選択できる男女共同参画社会を実現するためには、制度や慣行の見直しを進めるとともに、それを支える子育てや介護などの支援基盤を整備することが必要です。

また、災害時には、女性や子ども、脆弱な状況にある人が特に影響を受けやすいことが指摘されています。そのため、防災対策については、検討段階から多様な声を反映させ、さまざまな立場の人にきめ細かく対応できる体制を整えることが重要です。防災分野においても、男女共同参画の視点を取り入れ、事前の備えや避難所運営などの取組を進めています。

## ■益田市として優先的に取り組むべき課題■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

## 基本施策 7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備

### (1) 子育て支援の充実

	具体的な施策	施策内容	所管課
30	保育サービス、家庭支援の充実	<p>様々な生活形態に応じて、子育て支援サービスを充実し、安心して生活することができる環境を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所・幼稚園における保育サービスの充実</li> <li>●特別保育サービスの実施</li> <li>●ファミリー・サポート・センター事業の実施</li> <li>●子育て短期支援事業の実施</li> </ul>	子ども家庭支援課 子育て支援センター 子ども福祉課
31	放課後児童の居場所の確保	<p>小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を確保することにより、子育て支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童クラブの実施</li> <li>●放課後子ども教室の実施</li> </ul>	子ども福祉課 ひとつづくり推進課
32	交流機会や相談の場の提供	<p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援センター事業の実施</li> <li>●子育てサロンの支援</li> </ul>	子育て支援センター

### (2) 介護支援の充実

	具体的な施策	施策内容	所管課
33	介護者への支援	<p>介護者の疾病等で一時的に介護が困難な状況になった場合に、高齢者、障がい者の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減します。</p> <p>高齢者等を介護している家族に対し、懇談会を開催するなど精神的ストレスや不安感の解消を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険サービスの充実</li> <li>●介護保険サービス以外の事業の実施</li> <li>●障がい者短期入所、日中一時支援の実施</li> </ul>	高齢者福祉課 障がい者福祉課

## 基本施策 8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

### (1) 防災分野での男女共同参画の推進

	具体的な施策	施策内容	所管課
34	防災対策に関する男女共同参画の意識啓発	男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について、意識啓発を行います。 ●防災に関する研修会等の実施	危機管理課 人権センター
35	自主防災組織等への女性の参画促進と環境整備	災害に備え地域で組織する自主防災組織や消防団において、組織委員や役割に応じて編成される各班への女性の参画を促進し、活動しやすい環境整備に努めます。 ●自主防災組織や消防団への女性の参画促進と環境整備を図る	危機管理課
36	男女共同参画の視点に立った避難所運営	性別の違いに配慮した避難所運営を推進します。 ●女性の視点を取り入れた避難所の環境整備を行う	危機管理課

## 第3部

## 計画の推進

### 1. 推進体制

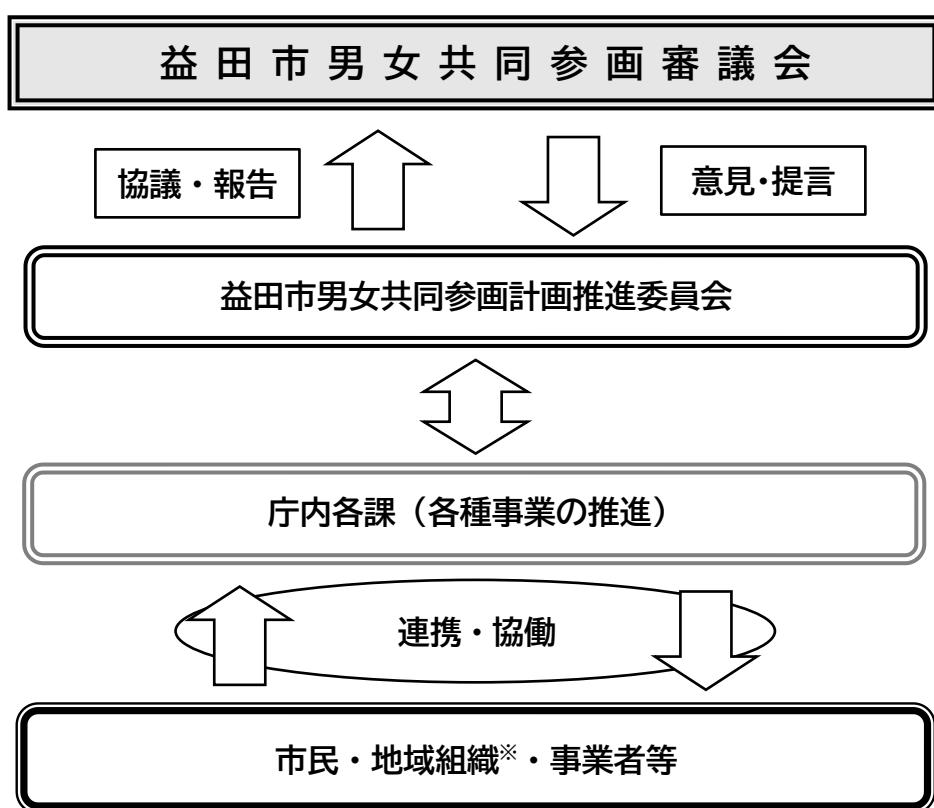
男女共同参画社会を実現するためには、各部署の業務を通じて、男女共同参画の視点を持ち、計画的に推進することが重要です。政策立案に携わる各関係課長で構成する益田市男女共同参画計画推進委員会を中心に、各部署と連携し一体となって取り組みます。

計画の推進にあたっては、学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者から構成する益田市男女共同参画審議会において、年次ごとの計画、進捗状況等について審議を行い、審議会の意見を反映しながら男女共同参画施策の推進を図ります。

### 2. 市民、地域組織、事業者等との連携・協働

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民や地域組織、事業者等が男女共同参画について理解を深め、それぞれが主体的に取り組んでいくことが大切です。市民、地域組織、事業者等と連携・協働しながら、男女共同参画の推進を図ります。

また、5年ごと及び必要に応じて、市民への意識調査を行い、実態を把握し市民の意見を取り入れながら進めています。



※地域組織とは、地域自治組織、自治会、NPO法人など地域のさまざまな組織をいう。

### 3. 数値目標の設定

基本目標	基本施策	項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)	参考	
I	1	益田市男女共同参画推進条例の認知度 （「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合）	48.8%	80%	市民意識調査	
		益田市男女共同参画計画の認知度 （「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合）	50.6%	80%	市民意識調査	
		固定的役割分担意識にとらわれない人の割合 ※1	77.6%	80%	市民意識調査	
		学校教育の場における、男女の地位の平等意識度 （学校教育の場において男女が「平等」と答えた人の割合）	62.5%	70%	市民意識調査	
II	2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)の認知度 （「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合）	82.8%	100%	市民意識調査	
		DVの相談窓口の認知度 （ドメスティック・バイオレンスに関する窓口を「知っている」と答えた人の割合）	53.4%	70%	市民意識調査	
	3	女性の相談窓口の認知度 （女性の相談窓口：女性相談支援センター、児童相談所、市役所、全国共通ダイヤルなど）	40.4%	50%	市民意識調査	
		全体計画に基づく組織的な性に関する指導の実施状況	100%	100%	県教育庁保健体育課調査	
III	5	1年間の地域や職場での健康に関する学習の場への参加状況	18.2%	20%	健康づくりに関するアンケート調査	
		主観的幸福感の高い高齢者の割合 ※2	43.9% (R4)	50%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
		審議会等への女性の参画率	32.1%	40%	国、県調査審議会等女性の参画率	
		女性が委員として参加している審議会等の比率	92.3%	100%	国、県調査審議会等女性の参画率	
		市の施策への女性の意見反映度 （「十分に反映されている」「ある程度反映されている」と答えた人の割合）	52.9%	80%	市民意識調査	
		家族経営協定数	37件	42件	協定数	

基本目標	基本施策	項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)	参考
6	ワーク・ライフ・バランスの認知度 （「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合）	71.6%	80%	市民意識調査	
		年1回	年3回	情報提供回数	
7	益田鹿足雇用推進協議会等事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスをはじめ、女性活躍推進に関する情報提供を行う	241人	250人	登録者数	
	放課後児童クラブ数	18施設	18施設	クラブ数	
IV	8	自主防災組織への女性の参画	70組織	80組織	組織数

※1 市民意識調査において「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担について「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合。

※2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において「あなたは現在どの程度幸せですか」を0～10点の11段階で回答した人のうち、8～10点をつけた人の割合。

#### 4. 計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、益田市男女共同参画審議会において評価するとともに、益田市男女共同参画計画推進委員会と連携を図り改善や見直しなど必要な措置を講じます。評価結果については市公式ウェブサイト等を通じて公表します。

## 【資料編】

- 男女共同参画に関する意識調査結果について ······
- 男女共同参画社会基本法 ······
- 「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」 ······
- 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」 ······
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 ······
- 益田市男女共同参画推進条例 ······
- 益田市男女共同参画推進条例施行規則 ······
- 益田市男女共同参画審議会委員名簿 ······
- 用語の解説 ······
- 相談機関等 ······

